

2023年7月26日

山形県内3行・4信金による相続手続き統一化に向けた取り組みについて

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：松田 正彦）は、山形県内の他の地方銀行2行及び信用金庫4庫とともに、2023年8月1日（火）より、ご相続手続き時にお客さまからご提出いただく各種書類を統一化いたしますのでお知らせします。

当行は、今後もお客さまの利便性の向上に努めてまいります。

記

1. 開始日

2023年8月1日（火）お手続き分から

2. 実施内容

山形県内3行及び4庫でご相続手続きの際にご提出いただく各種書類の統一化を実施することで、お客さまのご負担軽減につなげるものです。なお、ご提出書類の詳細につきましては別紙のとおりとなっております。

3. 統一化を実施した山形県内金融機関

株式会社荘内銀行 ・ 株式会社山形銀行 ・ 株式会社きらやか銀行
山形信用金庫 ・ 米沢信用金庫 ・ 鶴岡信用金庫 ・ 新庄信用金庫

以上

本件に関するお問い合わせ先 事務管理室 大川 TEL：0235-28-2410

【ご提出いただく書類】

◇ 「遺言書」がある場合の必要書類

遺言執行者の指定がある場合
<ol style="list-style-type: none"> 1. 遺言書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自筆証書遺言の場合 家庭裁判所の検認のある遺言書原本または遺言書情報証明書 (2) 公正証書遺言謄本または正本 2. 遺言執行者の印鑑証明書 3. 被相続人の戸籍（除籍）謄本 4. 遺言執行者の選任に関する審判書謄本または遺言執行者選任証明書 （家庭裁判所で選任された場合）
遺言執行者の指定がない場合
<ol style="list-style-type: none"> 1. 遺言書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自筆証書遺言の場合 家庭裁判所の検認のある遺言書原本または遺言書情報証明書 (2) 公正証書遺言謄本または正本 2. 受遺者の印鑑証明書 3. 被相続人の戸籍（除籍）謄本

◇ 「遺産分割協議書」がある場合の必要書類

「協議」に基づく場合
<ol style="list-style-type: none"> 1. 遺産分割協議書 2. 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本 3. 相続人の戸籍謄（抄）本 4. 相続人全員の印鑑証明書
家庭裁判所による「調停」の場合
<ol style="list-style-type: none"> 1. 調停書謄本または正本 2. 承継する相続人の印鑑証明書
家庭裁判所による「審判」の場合
<ol style="list-style-type: none"> 1. 審判書謄本とその確定証明書 2. 承継する相続人の印鑑証明書

◇ 「共同相続」の場合の必要書類

<ol style="list-style-type: none"> 1. 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本 2. 相続人全員の戸籍謄（抄）本 3. 相続人全員の印鑑証明書
